写

富士市公告第３４４号

令和５年９月２９日に下記森林に関して定められた経営管理実施権配分計画を取り消したため、森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第４１条の規定により公告する。

令和８年１１月１１日

富士市長　金指　祐樹

記

１　経営管理実施権配分計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	備考
O4-50	富士市大淵 1977	14 い 60	山林	0.3735	

２　経営管理実施権配分計画を取り消した理由

当該地の売買にあたり、相手方が経営管理権集積計画の承継を望んでいないため。

（教示）

１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、富士市長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は富士市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上